公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年８月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ローレル株式会社　牧野　哲也　和歌山県和歌山市谷115　国土交通大臣許可（般－２）第5144号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ガス開発株式会社　高橋　　弘　大阪府大阪市中央区久太郎町４－２－１　国土交通大臣許可（特－２）第999号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヒロセホールディングス株式会社　三隅　俊郎　大阪市中央区平野町２－６－６ヒロセ平野町ビル　国土交通大臣許可（般特－２）第5996号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社豊国昭和起重機製作所　猫羽　　豊　大阪府大阪市西成区津守３－３－１　国土交通大臣許可（般特－３）第821号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社南海興業　田中　公治　大阪府大阪市浪速区木津川２－４－48　国土交通大臣許可（般特－５）第23148号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、舗装工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松装　松田　論兒　大阪府大阪市中央区南船場１－８－２－４　国土交通大臣許可（特－２）第27853号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和ハウスリアルエステート株式会社　平井　聡治　大阪府大阪市北区梅田３－３－５　国土交通大臣許可（特－２）第16345号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年９月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　永和産業株式会社　池田　　凌　兵庫県尼崎市塚口本町３―22―６　国土交通大臣許可（般－３）第21681号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年９月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。